

平成29年度

アセッサー講習受講料 助成のご案内

申請条件等

- 【申請者】 山口県内で介護サービスを提供する施設又は事業所を運営する事業者
- 【助成内容】 一般社団法人シルバーサービス振興会が実施する「平成29年度評価者(アセッサー)講習」を受講させるために負担した受講料
- 【助成対象】 平成29年度評価者(アセッサー)講習の修了証の発行を受け、講習修了後、評価開始の届出を行った者
※国、県等が実施する類似の助成を受けている場合は対象となりません
- 【助成額】 19,980円以内(1人当たり)
- 【助成人数】 80人以内
- 【選考方法】 応募者多数により選定が必要になった場合、選考により決定します
- 【申請締切】 **8月31日(木) まで**
- 【申請方法等】 申請方法や申請書類の様式は山口県福祉人材センターのホームページにてご確認ください、提出してください

<http://www.yamaguchikensyakyo.jp/jinzaicenter>

介護の質の向上のため
是非、ご活用ください！！

※アセッサーについての詳しい内容は裏面をご参照ください

●お問い合わせは●

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 山口県福祉人材センター
〒753-0072 山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館内
TEL:083-922-6200 FAX:083-922-6652



アセッサーとは？

○アセッサーとは、事業所・施設内において介護職員のキャリア・アップを推進・支援していく役割を担う人材をいいます。

○アセッサーの役割は…

- ・評価基準に照らして、被評価者(介護職員)を客観的に評価する。
- ・評価の取り組みを通じてOJT指導を実施し、被評価者(介護職員)の能力開発を行う。

キャリア段位を取得するのにアセッサーが必要な訳だけど
メリットってどんなことがあるの？



このようなメリットが！！

介護職員にとってのメリット

○現場で何ができるかを証明できる

- ・入浴・排泄介助等の介護技術、利用者・家族とのコミュニケーション、感染症・事故への対応、地域包括ケアの実践的スキルなどを現場の仕事を通じて評価。

○スキル・やりがいの向上、処遇改善の材料につながる

- ・キャリア段位の取得を目標に、できていないことを認識して現場で取り組むことで、スキル・やりがいの向上につながる。
- ・給料や評価を決める際の重要な材料になるので、処遇改善につながることを期待される。

○一時離職などのデメリットを軽減できる

- ・キャリア段位の認定により、一時離職(出産・子育てなど)からの復帰や転職のデメリットを軽減できる。

事業所・施設にとってのメリット

○OJTを通じて職員の能力を向上できる

- ・「現場で実際に何ができるか」を測る評価基準であるため、OJTツールとして積極的に活用できる。
- ・OJTの積極的な推進を通じて、介護職員の能力向上を図れる。

○サービス水準をアピールできる

- ・キャリア段位を取得した介護職員が多ければ、質の高いサービスを提供していることをアピールできる。

○職員のスキル・やりがいの向上につながり、定着や新規参入を促進できる

- ・職員のスキル・やりがいの向上につながるとともに、客観的な能力評価が行いやすくなる。
- ・これによって、介護職員の定着や新規参入を促進できる。

キャリア段位制度とは



○「キャリア段位制度」は、成長分野における新しい職業能力を評価する仕組みであり、企業や事務所ごとにバラバラでない共通のものさしをつくり、これに基づいて人材育成を目指しています。

平成29年度 評価者（アセッサー）講習受講支援事業 実施要項

1 趣 旨

本事業は、介護事業所が、所属する職員に「評価者（アセッサー）講習」を受講させるために負担する受講料に対し支援を実施することにより、介護職員の資質向上と介護事業所におけるOJTの推進を図る。

2 用語の定義

本要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者

山口県内で介護サービスを提供する施設又は事業所を運営する事業者（法人及び事業を営む個人をいう。）をいう。

(2) 介護事業所

山口県内で介護サービスを提供する施設及び事業所をいう。

(3) 評価者（アセッサー）講習

介護プロフェッショナルキャリア段位制度実施機関である一般社団法人シルバーサービス振興会が実施する「平成29年度評価者（アセッサー）講習」をいう。

3 実施内容等

山口県内の介護事業所が、所属する職員を一般社団法人シルバーサービス振興会が実施する「平成29年度評価者（アセッサー）講習」を受講させるために負担する受講料に対して助成を行う。

申請者	事業者
助成内容	一般社団法人シルバーサービス振興会が実施する「平成29年度評価者（アセッサー）講習」を受講させるために負担した受講料
助成対象	平成29年度に評価者（アセッサー）講習の修了証の発行を受け、講習修了後、評価開始の届出を行った者 ※国、県等が実施する類似の助成を受けている場合は対象とならない。
助成額	1人当たり19,980円以内
助成人数	80人以内
選定方法	応募者多数により選定が必要となった場合、選考により決定する。
留意事項	一度助成を受けた額については、後から、いかなる事由が発生した場合であっても、事業者は個人に対し受講料を負担させてはならない。

4 交付申請

助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ平成29年度評価者（アセッサー）講習受講支援事業助成金交付申請書（第1号様式）を山口県社会福祉協議会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

5 交付決定

助成金交付申請書の提出があった場合、その内容を審査の上、適当と認められるときは助成金の交付の決定を行い、その結果を申請者に通知するものとする。

なお、審査は、県の意見を踏まえて行うものとする。

また、申請内容に変更が生じた場合は、事業者は変更の届出をすること。

6 交付の条件

会長は、助成金の交付決定をする場合、交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

7 実績報告書の提出

助成金交付決定通知を受けた者（以下「助成対象者」という）は、修了証明書が交付された後、2ヶ月以内または平成30年2月20日のいずれか早い日までに平成29年度評価者（アセッサー）講習受講支援事業助成金実績報告書（第2号様式）を会長に提出しなければならない。

8 助成金の額の確定

会長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成対象者に通知するものとする。

なお、審査は、県の意見を踏まえて行うものとする。

9 助成金の交付

助成金の額の確定通知を受けた助成対象者が、その助成金の交付を受けようとするときは、請求書（第3号様式）を会長に提出しなければならない。

会長は、適正な請求書を受理したときは助成金を交付するものとする。

10 助成金の交付決定の取消し

会長は、助成対象者がこの要項の条件に違反したときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

11 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は県と協議の上、決定する。

附 則

この要項は、平成29年6月20日から施行する。